

M&P Legal Note 2014 No.4-1

会社法改正の重要ポイントと 実務対応

ーコーポレート・ガバナンス編ー

2014年10月10日

松田綜合法律事務所
弁護士 森田 岳人

1. 会社法の改正

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正法」という）および「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成26年6月20日に成立し、同月27日に公布された。

改正法の施行期日は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日とされており（改正法附則1条）、現時点で政令は定められていないが、平成27年4月または5月頃に予定されている。

平成17年に、それまでの商法・有限会社法等が大改正され、「会社法」として生まれ変わったが、それから9年を経て、初めての本格的な改正となる。

会社法改正の大きな狙いは、「コーポレート・ガバナンスの強化」と「親子会社に関する規律等の整備」であるが、具体的な内容は多岐にわたるため、ここで全てを紹介することは困難である。

そこで、今回は、「コーポレート・ガバナンスの強化」に関する会社法の改正のうち、多くの会社に影響を及ぼすと思われる重要ポイントを4点に

絞って、その内容と実務対応を紹介する。

なお、会社法改正に伴い、会社法施行規則等の関連法令の改正も行われることとなっており、実務的にはこれらの関連法令も重要であるが、現段階で改正案がまだ発表されておらず、今後注視が必要である。

2. 上場会社等における社外取締役の原則設置

会社法改正に向けた法制審議会における議論の中で、最大の論点のひとつが、上場会社等に対して社外取締役の設置を法的に義務づけるか否かであった。

最終的に、改正法では社外取締役の設置は義務とまではされなかったが、社外取締役を設置していない上場会社等¹は、社外取締役を置くことが「相当でない理由」を説明しなければならない

¹ 正確には、「事業年度の末日において監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であって、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの」（改正法327条の2）。

った（改正法327条の2）。

改正法327条の2については、特段の経過措置が設けられていないことから、同条の適用対象となる会社は、改正法の施行後に開催される定時株主総会において、「相当でない理由」を説明する必要がある。例えば、平成27年3月末が事業年度末の上場会社であれば、その時点で社外取締役がない場合には、改正法施行（同年4月または5月）後の同年6月に開催される定時株主総会で「相当でない理由」を説明する必要がある。なお、同定時株主総会において社外取締役の選任議案を提出している場合でも、事業年度末に社外取締役がない以上、「相当でない理由」の説明が必要である。

また、法務省令では、社外取締役が存しない場合に、社外取締役を置くことが「相当でない理由」を事業報告の内容とすること、社外取締役の候補者がいない取締役選任議案を株主総会に提出するときには、株主総会参考書類に「相当でない理由」を記載すること、「相当でない理由」の記載は、個々の株式会社の事業年度等における事情に応じてしなければならないこと、社外監査役が2名以上あることのみをもって「相当でない理由」とすることはできないことが定められる方向である。

なお、改正法の制定に先立って、平成26年2月10日、金融商品取引所は上場規程を改正し、上場会社は取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう務めなければならないとしている（有価証券上場規程445条の4）。

3. 社外取締役等の要件の見直し

（1）要件の厳格化と緩和

改正法では、社外取締役および社外監査役（以下「社外取締役等」という）の社外要件が厳格化されるとともに、過去要件が一部緩和された（改

正法2条15号および16号）。

ア 社外取締役の範囲（改正法2条15号）

現行	改正法
①現に会社の業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人（以下「業務執行取締役等」という）でない人	①同左（改正法2条15号イ）
②現に子会社の業務執行取締役等でない人	②同左（改正法2条15号イ）
③過去に①または②になったことがない人	③ 過去10年間に ①または②になったことがない人（改正法2条15号イ） この期間に非業務執行取締役、監査役、会計参与になったことがある場合は、その就任前10年間に①または②になったことがないことを要する（改正法2条15号ロ）
	④現に 親会社 等またはその取締役、執行役、支配人その他の使用人でない人（改正法2条15号ハ）
	⑤現に 兄弟会社 の業務執行取締役等でない人（改正法2条15号ニ）
	⑥現に会社の取締役、執行役、支配人その他の重要な使用人または親会社等の 2親等以内の親族 でない人（改正法2条15号ホ）

イ 社外監査役の範囲

現行	改正法
①現に会社の取締役、会計参与、支配人その他の使用人でない人	①同左（改正法2条16号イ）
②現に子会社の取締役、会計参与、支配人その他の使用人でない人	②同左（改正法2条16号イ）
③過去に①または②になったことがない人	③ 過去10年間に ①または②になったことがない人（改正法2条16号イ） この期間に監査役になったことがある場合は、その就任前10年間に①または②になったことがないことを要する（改正法2条16号ロ）
	④現に 親会社 等またはその取締役、監査役、執行役、支配人その他の使用人でない人（改正法2条16号ハ）
	⑤現に 兄弟会社 の業務執行取締役等でない人（改正法2条16号ニ）
	⑥現に会社の取締役、支配人その他の重要な使用人または親会社等の 2親等以内の親族 でない人（改正法2条16号ホ）

(2) 改正法施行前後の対応の留意点

以上のように社外取締役等の範囲が変わったため、各社が新たな社外取締役等を確保するには相当程度の時間的余裕が必要である。

そこで、改正法は、その施行の際、現に社外取締役等を置く会社の社外取締役等については、施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、そのまま社外取締役等として取り扱うことにしている（改正法附則4条）。

具体的には、改正法が平成27年4月または5月に施行される場合、事業年度末が平成27年3月末の会社であれば、平成28年6月に開催される定時株主総会で、改正後の要件を満たす新しい社外取締役等を選任すれば足りる。

(3) 取締役および監査役の一部免除

現行法では、取締役および監査役といわゆる責任限定契約を締結する場合には、社外取締役および社外監査役である必要があった。

改正法では、社外取締役等の要件が厳格化されることや、業務執行取締役等でない取締役および監査役は専ら経営に対する監督・監査を行うことが期待されており、その責任が発生するリスクを自ら十分にコントロールすることが難しいことにかんがみて、責任限定契約を締結できる範囲を広げ、社外取締役または社外監査役でなくても、業務執行取締役等でない取締役および監査役と責任限定契約を締結できるものとした（改正法427条1項）。

これに伴い、責任限定契約を締結できるのは、社外取締役および社外監査役に限定されなくなり、社外取締役および社外監査役である旨を登記して公示する意味がなくなるため、登記事項から除かれた。

なお、現在、責任限定契約について定款で規定している会社は、改正法の施行に伴

い定款の文言を改正する必要がある。

4. 会計監査人の選解任等の決定権限の 監査役会への委譲

現行法では、監査役設置会社においては、株主総会に提出される会計監査人の選解任等に関する議案等の決定は取締役または取締役会が行うこととしつつ、監査役または監査役会は、会計監査人の選解任等に関する議案等についての同意権および提案権を有することとされている（現行法344条）。

しかし、会計参加人の独立性をより確保するという観点から、改正法では、会計監査人の選解任等に関する議案の内容は、監査役設置会社にあつては監査役が、監査役会設置会社にあつては監査役会が決定することとしている（改正法344条）。

5. 支配株主の異動を伴う募集株式の割当等の特則

現行法では、公開会社は、いわゆる有利発行でない限り、取締役会決議により募集株式の発行等を決定することができる（201条1項）。また、募集株式の割当についても、原則として、取締役会がこれを決定することができる（204条2項参照）。

しかし、支配株主の異動は、公開会社の経営の在り方に重大な影響を及ぼすことがあり得るから、新たな支配株主が現れることとなるような募集株式の割当については、既存の株主に対する情報開示を充実させるとともに、その意思を問うための手続きを設けることが相当と考えられる。

そこで、改正法では以下のとおり改正された。

すなわち、募集株式の割当等により募集株式の引受人（その子会社等を含む）が、当該募集株式の発行等の結果として公開会社の総株主の議決権

の過半数を有することとなる場合は、①公開会社は、株主に対して当該引受人に関する情報を通知しなければならない（改正法206条の2第1項）、②総株主の議決権の10分の1以上の議決権を有する株主から反対の通知があった場合には、当該引受人に対する募集株式の割当等について、株主総会の決議による承認を要することとしている（同条4項）。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、株主総会の決議による承認は要しないという例外も設けられた（同項但書）。

なお、金融商品取引所では、大規模な第三者割当増資により既存株主の利益が損なわれる事案が相次いだことから、平成21年から大規模な第三者割当増資に対する規制を行っている。すなわち、希薄化率25%以上または支配株主の異動がある場合に、会社は経営者から一定程度独立したものをから割当の必要性および相当性に関する意見書を入力するか、株主総会決議などによる株主の意思確認を求めるなどの一定の措置を講じなければならない（上場規程432条、施行規則435条の2第3項）。同意に希薄化率が300%を超える場合などには原則として上場廃止となる（上場規程601条1項7号、同9号の2、施行規則601条13項6号、同9項）。

したがって、上場会社であれば、大規模な第三者割当について、従来からの金融商品取引所による規制に加え、今回の会社法改正により、会社法上も規制されることとなった。

この記事に関するお問い合わせ、ご照会は以下の
連絡先までご連絡ください。

弁護士 森田 岳人
morita@jmatsuda-law.com

松田綜合法律事務所
〒100-0004
東京都千代田区大手町二丁目6番1号
朝日生命大手町ビル7階
電話：03-3272-0101 FAX：03-3272-0102

この記事に記載されている情報は、依頼者及び関係当事者のための一般的な情報として作成されたものであり、教養及び参考情報の提供のみを目的とします。いかなる場合も当該情報について法律アドバイスとして依頼し又はそのように解釈されないよう、また、個別な事実関係に基づく具体的な法律アドバイスなしに行為されないようご留意下さい。